

子が3歳になる前の個別の周知・意向確認（令和7年10月1日施行）

【1：概要】

・対象：子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間

（1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）である労働者

・周知事項：事業主が選択した柔軟な働き方を実現するための措置（※）の内容。

※：事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。

- ① 始業時刻等の変更、② テレワーク等（10日以上/月）、③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）
- ⑤ 短時間勤務制度

・個別周知・意向確認の方法：①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか

（①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ）

【2：従業員研修動画を用いて、子が3歳になる前の個別周知を行う場合のメール文案】

対象従業員各位

3歳になる前のお子さんがある従業員の皆さんへこのメールを送付しています。

対象となる従業員の皆さんに対し、個別面談を実施します。

面談を円滑に実施するため、事前に東京労働局のホームページに掲載されている従業員研修動画の視聴と、子の看護等休暇制度、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、不利益取扱いの禁止の資料を確認してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html